

沖縄県観光おみやげ品公正取引協議会
2020年度観光土産品認定審査会実施要領

1. 目的

沖縄県観光おみやげ品公正取引協議会（以下「協議会」という。）会員の製造又は販売する観光土産品について、公正競争規約の規定に基づき表示が適正になされているかを審査することにより、観光土産品業界の健全な発展を図る。

2. 審査日時・会場

- (1) 日 時：令和3年2月5日（金）14：00～17：00
- (2) 会 場：那覇商工会議所2階ホール（那覇市久米2-2-10）

3. 申込方法

別紙申込書に必要事項をご記入のうえ、出品商品および審査料を添えて直接窓口にお申し込み下さい。

なお、窓口にお越しいただけない場合には、申込書をFAXで送付のうえ、審査料は現金書留又はお振込みして下さい。出品商品は宅配等でお送り下さい。

4. 出品商品の条件

(1) 出品者

- ・協議会の会員であること。

(2) 商品

- ・観光土産品（食品）とする。

「観光土産品」とは、食品類であって、商品名、絵、文字等で土産品である旨の表示をしたもの又は主として観光地において観光客の土産用に販売されるものをいう。

①新規商品

- ・今回初めて出品する商品。または、過去に出品したもので価格や内容量など一部に変更がある商品。

②更新対象商品

- ・第14回（平成30年度）認定審査会で合格となった商品の認定期間が、12月31日をもって満了となります。継続して合格認定を受けたい場合は、改めて審査を受ける必要があります。

更新対象商品で出品のない商品は、今回の認定審査会の翌日から認定証シールの貼付、直印刷での販売はできません。

(3) 出品数

- ・出品数に制限はありません。ただし、同じ商品であっても価格、内容量、形状、包装のデザインなどが異なる場合は、別の商品とみなします。

5. 出品商品の受付

(1) 商品および申込書の提出

- ・ 1商品につき2点・・・お客様にお渡しする時の状態（中身が入っている状態）
- ・ 1商品につき1枚の申込書を記入し提出

(2) 提出期限

令和3年1月13日（水）午後5時必着（土、日曜日を除く）

(3) 搬入場所

沖縄県観光おみやげ品公正取引協議会

〒900-0033 那覇市久米2-2-10 那覇商工会議所2階

(4) 搬入費用

出品商品の搬入費用は出品者で負担してください。

6. 審査料

- ・ 1点につき800円、11点目からは1点増すごとに500円（すべて税込価格）

<例>①8品目を出品した場合

$$800\text{円} \times 8\text{品} = 6,400\text{円}$$

②12品目を出品した場合

$$800\text{円} \times 10\text{品} + 500\text{円} \times 2\text{品} = 9,000\text{円}$$

- ・ 出品商品の搬入の際、事務局に納入して下さい。但し、商品送付による場合は振込手数料をご負担のうえお振込みをしてください。
- ・ 審査料の払い戻しはいたしませんのでご了承ください。

7. 審査基準

- ・ 審査は、合格A、合格B、条件付合格（実質不合格）の3区分で判定します。
- ・ 出品商品の審査は、関係行政機関及び関係団体の者をもって構成する「沖縄県観光土産品認定審査委員会」で別に定める「沖縄県観光土産品認定・試買審査基準」により審査いたします。

具体的には、「観光土産品の表示に関する公正競争規約」の関係法令の規定に従った表示がなされているかを審査します。

〔主な審査内容〕

(1) 必要表示事項（規約第3条）

消費者の適切な商品選択の目安として必ず表示しなければならない。

(2) 過大な包装の禁止（規約第4条）

内容量を誤認されるおそれがある容器又は包装を用いてはならない。

（アゲゾコ、ガクブチ・アンコなど）

(3) 特定事項の表示基準（規約第5条）

あいまいな表現や消費者に過度の期待を抱かせるような表示をしてはならない。

(4) 不当表示の禁止（規約第7条）

特色のある原材料を使用していないのに使用しているかのような表示など。

(5) 食品表示法

品質、衛生、保健等各項目の法令に準じた表示でなければならない。

(6) その他

医薬品でないのに医薬品的な効能効果を謳った表示などをしてはならない。

8. 審査結果の通知

- ・ 出品された会員に対し、令和3年2月末までに郵送にてご通知いたします。
- ・ 「合格認定書」については、全国観光土産品公正取引協議会からの送付を以って速やかに合格された会員にご送付いたします。

9. 条件付合格（実質不合格）商品

- ・ 審査の結果、条件付合格については、指摘事項が改善された時点で改善を図った旨の書類に商品を添えて、合格認定の申請を行なうことができます。但し、合格認定の申請は3カ月以内に行なうこととし、審査料は徴収しないものとします。
- ・ 申請のあった商品については、改めて再審査をして可否の判定を行ないます。

10. 認定期間

- ・ 認定の期間は、審査認定合格を受けた日から2年間、但し、2年後の認定審査会の認定期間の開始日まで有効とします。また、再審査で合格となった商品も同様とします。

11. 合格品の特典

- (1) 合格認定期間内（2年間）に、本協議会の認定証シールを貼付、又は容器、包装に直印刷して販売することができます。

①他社商品と差別化を図り、広く消費者にアピールできます。

②認定証シールは、1枚60銭、直印刷は1品当たり使用料2年間で6,000円

- (2) 那覇空港主要店舗にて展示・販売することができます。

【条件】但し、

①本協議会作成の認定証シールを貼付、又は、容器、包装に直印刷した商品に限ります。

②1社で複数の商品が合格した場合においても、展示・販売については1社1商品のみとなります。

③バイヤーとの商談会（取引条件あり）を経て展示可能となります。

（合格した商品であっても、取引条件等の都合により展示できない場合があります）

④展示・販売期間：約1カ月（展示時期は令和3年4月以降予定）

12. その他

(1) 出品商品は、原則として返品いたしません。返品を希望される場合には、申込書にその旨記載してください。

(2) 審査料を振込みされる場合は、下記の口座に振込手数料をご負担のうえお振込みください。

琉球銀行本店(普) 7 5 5－6 5 3

沖縄銀行本店(普) 2 1 5 3 2 6 3

海邦銀行本店(普) 0-7 6 7-3 1 8

口座名義：沖縄県観光おみやげ品公正取引協議会 会長 松本 元一

以上